

医療・福祉問題研究会会報

NO. 119
2014.8.13

医療・福祉問題研究会 第116回例会

日時： 2014年9月13日（土）午後3時～5時

会場： ITビジネスプラザ武蔵6階 ホール2

（金沢市武蔵町14-31）

テーマ： 日本とマダガスカルー貧困問題とハンセン病政策ー

報告者： 井上 英夫さん（金沢大学名誉教授）

鈴木 静さん（愛媛大学）

アフリカ大陸の東側にある島国、マダガスカル。ここは日本の4倍の面積で、約2200万人が住んでいます。自然豊かな地で、主食である米は1年で3回もとれるほどです。

今年3月、私たちはマダガスカルを訪問しました。この国の人々の印象を一言でいうなら、「ほこり高きマダガスカル人」です。しかし、現在は暫定政権のもとで、道路、公共事業などの大事なライフライン整備が停滞し、人々のくらしは貧困を極めています。

こうしたなかで、私たちは首都アンタナナリボと地方モロンダヴァの2か所の、ハンセン病療養所へうかがいました。患者の皆さんにもお話をうかがうとともに、病院運営に尽力されている医師、看護師の話をお聞きしてきました。マダガスカルのハンセン病や患者、家族を取り巻く状況は、多面的であり重層的です。医療、ケア物資の不足は大きな課題です。差別状況も様々で、退院して家族のもとへ帰る人もいれば、病気が治っても数十年にわたり療養所に暮らし続けている人もいます。

ハンセン病療養所の現状から、改めてマダガスカルの政治や経済のあり方と貧困の問題が見えてきました。一緒に考えていただけましたら幸いです。

みなさんのご参加をお待ちしています。

事務局短信

懇親会のお知らせ

日時： 9月13日（土）午後5時30分～

会場： 近江町・海鮮市場料理「市の蔵」（近江町いちば館2F）

会費： 市場コース飲み放題5000円

参加ご希望の方は、9月9日まで、下記へご連絡ください。

E-mail: yyhms182@ybb.ne.jp（河野）

転機を迎えた障害のある人の権利保障 —権利条約批准後、期待されること、懸念されること—

(きょうされん石川支部賛助会員 神田順一)

今年の総会記念講演は、きょうされん石川支部との共催で開かれ、標記のテーマについて、当事者からの現状をケアマネジャーの中村幹夫氏が、研究者からの提言を金沢大学人間社会研究域の河合隆平氏がそれぞれ問題提起された。

はじめに、司会の道見藤治氏が、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備状況について法律改正や法律の条項にもとづき、障害のある人をめぐる施策の最新情報につき基調報告した。特に障害者権利条約の重要な条文の解説とともに、期待できることとして締約国は国内で具体的にどのように制度・施策として実施したかを2年以内に国連に報告書を提出する義務があること（以後は4年毎に提出）。報告書の作成にあたっては、障害者団体等から意見を聴くことになっていることが重要と指摘した。

私たちのことを、私たち抜きに決めないで！

中村幹夫氏は、1967年に全日本視覚障害者の生活と権利を守る会が発足したときの「視覚障害者の四つの自由」（歩行の自由、読み書きの自由、働く自由、政治参加の自由）を紹介し、1983年に発足した石川県視覚障害者の生活と権利を守る会の一員として活動していると話された。

障害者権利条約批准に向けた国内法の整備では、2011年8月5日障害者基本法の一部を改正する法律、2013年6月13日改正障害者雇用促進法（雇用における差別禁止）、2013年6月19日障害者差別解消法の成立、2013年9月1日学校教育法施行令改正（就学システムの改変）などがあり、権利条約による波及効果が大きかったと報告。

ただし、制度が立派になったが、中味が伴わなければ意味がないと、今後の検証課題として、①身体障害者福祉法の別表を含む障害者手帳制度の見直し、②欠格条項の見直し、③障害者雇用制度の実態と問題点、④障害者総合支援制度の3年後の見直しを挙げた。

欠格条項の見直しについては、1993年の障害者基本法とともに作成された「障害者対策に関する新長期計画」にて障害のある人を取り巻く四つの障壁（物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁）の除去をめざすとして、「障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁」も挙げられたが、具体化は遅々として進んでいない。障害名や病名を理由として受験資格を与えない＜絶対的欠格事由＞はほとんどなくなったが、試験に合格しても「免許を与えないことができる」という＜相対的欠格事由＞は残されているのが現状と指摘した。

中村氏は、障害者権利条約の策定過程でキーワードとなった“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで！）は、当事者の参加と自己決定、エンパワーメントを高めることであり、共生社会の実現のためには見かけの制度整備だけでなく制度に心を入れることを強調した。

障害者権利条約を暮らしと実践・運動の現場に活かす

河合隆平氏は、金沢市障害者施策協議会や自立支援協議会構成員としても活躍されており、「障害者権利条約を暮らしと実践・運動の現場に活かす」と題して次のように報告された。

批准に向けた国内法整備の転機となったのは、2010年1月7日の障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）の「基本合意」締結である。この「基本合意」にもとづき、障害者基本法の改正、障害者総合支援法と障害者差別解消法がそれぞれ制定され、2014年1月20日、日本国政府は国連加盟国では141番目（EUを含む）に批准した。

障害者権利条約は、「他の者との平等を基礎として」という根本精神を具体化するために、「合理的配慮」「積極的な差別政策」「アクセシビリティ」等を設けている。その意味では障害のある人の新しい権利の創造ではなく、権利の促進・保護・確保のための法的義務（新たな仕掛け）として、暮らしと実践・運動に活かすことが大切である。

権利条約33条（国内モニタリング）には、締約国には国連への条約履行に関する報告書提出の義務がある。最初は2年以内、それ以降は4年毎である。報告書作成にあたり、障害者団体は意見や実態を提出できることになっており、障害者団体の意見集約が今後の課題になる。

河合氏は、権利条約の水準と障害のある人と家族の実状には大きな乖離があると「2013年障害児者・家族の暮らしと健康の調査報告書」にもとづき、報告した。

- ・老一若介護の実態では、介護者年齢で60歳以上が28.6%であり、介護者の高齢化がすすんでいる。
- ・18歳～30歳の場合、介護場面の困難状況が「よくあった」「時々あった」を合わせると75.8%もあり、社会に出ていく時期、青年期から成人期のサポートの困難さが顕著になっている。
- ・福祉制度を利用していない理由では、年収100万未満の所帯では「制度を知らなかった」（38.5%）、「活用する気がなかった」（30.8%）もあり、福祉制度・サービス利用の情報が届いていない。
- ・我が子との将来への思いでは、介護者の年齢が上がるにつれて「別々の生活をしたい」が増え、50歳代で53.6%とピークになる

暮らしのなかで様々な困難事例と照らし合わせて、権利条約を知り、学び、ひろげることが大事である。また権利条約を学ぶ際には、権利条約の概念を矮小化させないため、公定訳の問題点も指摘された。

- ・インクルージョン＝包括と訳されているが、本来の意味は排除しないこと
- ・コミュニケーション＝意思疎通と訳されているが、本来は人と人の関わり方を云う
- ・アクセシビリティ＝施設及びサービス等の利用の容易さと訳されているが、本来は社会参加、情報へのアクセスである

河合氏は、このような障害のある人の権利保障の到達点＝障害者権利条約の内容を、「自

助」を基調とする社会保障改革推進の政策動向に抗して権利を保障する運動のなかで広げ
ることを強調した。

障害者権利条約を地域の暮らしと実践・運動のなかで活かすことがいま問われている。

2014 年度総会報告

2013 年度活動報告と 2014 年度活動計画を確認

河野すみ子

2014 年度研究会総会が、7月 26 日、近江町交流プラザにおいて開催されました。総会
では、まず、河野から「2013 年度活動報告と 2014 年度活動計画案」、広田さんから
「2013 年度決算と 2014 年度予算案」、河野から「雑誌会計」について報告・提案があ
りました。ついで、神田監事から「監査報告」がありました。報告をうけて、議論が行わ
れました。

研究例会については、9月 13 日に「日本とマダガスカルー貧困問題とハンセン病政策」
と題する井上英夫さんと鈴木静さんの報告、12月 13 日に納賀良一さんをお招きし、「が
ん患者支援活動のとりくみ(仮)」と題する報告が予定されています。多くの方々とつな
がりを持ちながら、研究例会を準備しているという発言がありました。次のテーマとして、
大きく変わりつつある医療・介護問題について取り上げてほしいという意見が出されたの
で、運営委員会で企画していくことになりました。会員の関心あるテーマをとりあげ、理
論・理念と現場からの報告を結びつけながら、研究例会を充実していくことが大切である
と確認しました。

『医療・福祉研究』第 23 号については、特集として「社会保障を揺るがす『社会保障改
革』」を設定し、社会保障・税一体改革の内容および各分野の動向と課題について、5人の
執筆者に分析していただきました。井上さん、伍賀さんの総会記念企画をまとめて掲載し、
特集と一体的な企画となっていますので、多くの方に読んでいただきたい内容となってい
ます。この『医療・福祉研究』の読書会を月 1 回行っているという報告がありました。第
23 号までの既刊号の在庫が多数ありますので、セット販売、割引販売など、工夫しなが
ら、販売していこうということになりました。

予算・決算については、雑誌会計の年度の日付、学生会員の人数について、今後、運営委
員会で検討することになりました。

また、2015 年 7 月には、金沢で第 57 回自治体学校が開催されますので、研究会として
も成功をめざして奮闘しようということになりました。以上の議論も含め、2013 年度
活動報告と 2014 年度活動計画などを出席者全員で確認しました。

総会につづき、記念企画では「転機を迎えた障害のある人の権利保障ー権利条約批准後、
期待されること、懸念されることー」と題した講演が行われました。その内容については、
総会企画のまとめを参照してください。